

工事費内訳書作成 Q&A

Q 1 入札において工事費内訳書の提出を求めるのはなぜか

A 1 入札談合防止、ダンピング受注の防止などの目的から、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正にされ、「建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない」（適正化法第 12 条）と条項が新設されたためです。

提出された工事費内訳書については、労務費ダンピング調査に使用します。

労務費ダンピング調査では、直接工事費を確認し、「発注者積算の直接工事費×0.97」を下回った場合は、入札業者へ理由の確認を行い、合理的な理由が認められなかった場合、建設Gメン（窓口：北海道開発局）に通報する場合があります。

Q 2 工事費内訳書に記載が必要となった 5 項目（材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生費）についてどのように記載すればよいのか？

A 2 国土交通省ウェブサイト「労務費に関する基準ポータルサイト」内の『「労務費に関する基準」の運用方針』を参考にさせていただき積算をお願いいたします。

なお、『別紙 3）専門工事業者向け「書き方ガイド」』や「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に詳しい説明がありますのでご確認ください。

国土交通省ウェブサイト「労務費に関する基準ポータルサイト」

<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/g-men>

国土交通省ウェブサイト「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

Q 3 建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、どのように記入すればよいか？

A 3 建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記入してください。

Q 4 内訳書に独自様式を使って問題ないか？

A 4 必要記載事項が記載されていれば、独自様式を利用していただいてもかまいません。
なお、工事費内訳書（例）につきましては、登別市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

Q 5 再度入札の際にも入札金額の内訳（工事費内訳書）の提出は必要か？

A 5 1 回目のみ提出を求め、再度入札の際には提出不要とします。

Q 6 落札者となった場合、改めて詳細な内訳書の提出が求められるのか？

A 6 求めません。